

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年10月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項

- 報第 1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 農地潰廃通報について
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 3番 内 山 敏 雄 委員 |
| 4番 村 井 善一郎 委員 | 5番 熊 倉 睦 委員 |
| 6番 捧 譽 委員 | 7番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 8番 刈 屋 一 夫 委員 | 9番 佐 藤 満 委員 |
| 10番 金 子 純 一 委員 | 11番 内 山 清 委員 |
| 12番 大 竹 一 雄 委員 | 13番 横 山 一 雄 委員 |
| 14番 村 山 佐喜雄 委員 | 15番 山ノ内 正 委員 |
| 16番 大 竹 正 信 委員 | 17番 廣 川 哲 也 委員 |
| 18番 田 邊 稔 委員 | 19番 五十嵐 俊 雄 委員 |
| 20番 坂 井 和 弘 委員 | 21番 阿 部 銀次郎 委員 |
| 22番 野 水 敏 秋 委員 | 23番 野 崎 文 夫 委員 |
| 24番 嘉 藤 太加雄 委員 | 25番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 26番 阿 部 新一郎 委員 | 27番 星 野 英 治 委員 |
| 28番 藤 田 吉 則 委員 | 29番 渡 邊 一 英 委員 |
| 30番 原 正 利 委員 | 31番 小 師 勉 委員 |
| 33番 山 田 佳 典 委員 | 34番 蒲 澤 正 委員 |

35番 小林六一 委員

欠席委員 2名

2番 鶴巻純一 委員 32番 目黒伸一 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	堀 雅 志
事務局 次 長	斎 藤 公 明
経営基盤係副参事	麦 倉 政 勝
経営基盤係主任	堀 江 定 昭

午前9時30分 開会及び開議

(午前9時30分 新潟県農業会議 谷川業務推進部長、金子総務部長補佐傍聴)
議長(野崎会長)

時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。13番、横山一雄委員、24番、嘉藤太加雄委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明いたします。

議案の2ページをお願いいたします。今月の申請につきましては、新規設定3件、2万1,613.91㎡、再設定4件、1万2,679㎡、所有権移転2件、3,366㎡、合計では9件、3万7,658.91㎡であります。

38番及び39番につきましては、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であつせん委員よりご報告をいただいた案件でございます。

38番につきましては、栗林地内の農地3筆、2,008㎡をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約375万円であります。

続きまして、39番は福島新田地内の農地2筆、1,358㎡をあつせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり100万円であります。

続きまして、40番は東大崎1丁目地内ほかの農地、計8筆、1万2,584㎡を新規により6年間利用権設定をするものであります。

41番は、中浦地内の農地9筆、1,627.91㎡を新規により6年間利用権設定をするものであります。

42番は、飯田地内の農地3筆、7,402㎡を新規により10年間利用権設定をするものであります。

次の43番から46番までの4件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第3調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

おはようございます。それでは、第3調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第3調査部会は、10月27日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時15分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定3件、再設定4件、所有権の移転2件で、合計件数9件、面積3万7,658.91㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められるなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。なお、委員の質問等については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案の3ページをお願いいたします。今月の申請は3件で、合計3,990㎡であります。

34番から説明を申し上げます。

34番は、西鱈田地内の農地1筆、3,043㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり100万円であります。

35番は、新保地内の農地3筆、158㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり300万円あります。

36番は、同じく新保地内の農地5筆、789㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり300万円あります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの3件、合計件数3件、面積3,990㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明いたします。

4ページをお願いいたします。今月の申請は、18番、1件で、面積は264㎡であります。

直江町3丁目地内の農地1筆、264㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万1,000円でございます。場所につきましては、国道8号直江町2丁目南交差点南西300m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の56番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数1件、面積264㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を20番、坂井和弘会長代理に交代いたします。お願いいたします。

(会長 野崎文夫委員退席、会長代理 坂井和弘委員議長席に着く)

議長 (坂井会長代理)

早速議事に入ります。

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、23番、野崎文夫委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

23番 (野崎文夫委員)

ただいま説明がございましたように、第4号につきまして私が申請しました議案がありますので、退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

(午前9時50分 23番野崎文夫委員退席)

議長 (坂井会長代理)

事務局、説明願います。

事務局 (堀事務局長)

それでは、議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明をいたします。

議案の5ページをお願いいたします。今月の申請は3件で、合計4,989.15㎡であります。

15番は、柳川新田地内の農地3筆、498.15㎡を農業用施設である倉庫1棟、ネットフェンス及び駐車場の用地として利用したいものです。場所につきましては、三条金物卸センター南側100m付近で、農用地区分は第1種農地と判断されます。

続きまして、16番は西本成寺1丁目地内の農地5筆、4,194㎡を日常生活の援助や食事の提供等のサービスつき高齢者向け住宅1棟、駐車場及び緑地等の用地として利用したいものです。場所につきましては、旧第一中学校南西800m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住宅専用地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本施設の運用につきましては、介護サービス事業等を行っております月岡1丁目地内の株式会社あさひコモンズに委託する予定でございます。

続きまして、17番は、帯織地内の農地1筆、297㎡を農機具格納庫1棟、屋外農作業所等の用地として利用したいものです。場所につきましては、JR帯織駅南西400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (坂井会長代理)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告をお願いします。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長 (4番村井善一郎委員)

議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、合計件数3件、面積4,989.15㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、お諮りいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

退席の委員、着席をお願いします。

（午前9時55分 23番野崎文夫委員着席）

議長（坂井会長代理）

退席された委員に報告します。議第4号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、部会長の調査結果報告のとおり、全件許可相当としました。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

それでは、議長を交代いたします。

（会長代理 坂井和弘委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く）

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明いたします。

議案の8ページをお願いいたします。今月の申請は7件で、合計3,127.09㎡であります。

恐れ入りますが、6ページにお戻りをお願いいたします。

56番は、先ほどご審議をいただきました議第3号『事業計画変更承認申請について』の18番でご説明をさせていただきました内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。

57番は、栗林地内の農地5筆、733㎡を売買により取得し、建て売り住宅分譲地4区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万8,000円であります。場所につきましては、上林小学校北側50m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、58番は、嘉坪川1丁目地内の農地1筆、350㎡を売買により取得し、工場1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,000円あります。場所につきましては、第二中学校北側300m付近で、都市計画用途地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

59番は、南四日町4丁目地内の農地1筆、922㎡を売買により取得し、駐車場36台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万円あります。場所につきましては、嵐南公民館南西100m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

60番は、若宮新田地内の農地2筆、586㎡を売買により取得し、貸し駐車場10台及び道路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万6,000円あります。場所につきましては、JAにいがた南蒲田福多支店北側100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、第3種農地と判断されます。

続きまして、61番は、大島地内の農地1筆、35㎡を使用貸借権の設定により、既存宅地185.78㎡とあわせて、カーポート1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、大島小学校南西1,100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

最後に、62番は、上保内地内の農地6筆、237.09㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円あります。場所につきましては、JR保内駅南西500m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告を願います。

4番、村井善一郎委員。

第3調査部会長（4番村井善一郎委員）

議第5号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、合計件数7件、面積3,127.09㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

第3調査部会長は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

議長(野崎会長)

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』部会長より報告を願います。

農政対策部会長は、坂井会長代理の隣に着席願います。

22番、野水委員。

農政対策部会長(22番野水敏秋委員)

おはようございます。農政対策部会の会議を10月21日に開催いたしました。

農政対策部会は、9月総会で付託を受けました『平成27年度三条市農林関係の要望について』を去る10月21日午後1時30分から厚生福祉会館第1集会室で部会会議を開催し、この付託案件を審議いたしました。終了は3時5分になりました。

その結果、お手元に配付してあります報第2号『農政対策部会の結果報告について』のとおりの内容で市長に要望することといたしました。

要望10項目の中で、重点項目を4点に置きました。

1点目は、農林土木施設の整備について、農地を適正に管理するためには、農道、水路などの整備が重要であり、多くの要望があるにもかかわらず、十分に答えられていないのが現状であり、特に農林土木事業は拡充の必要があること。

2点目は、米政策改革の着実な推進についてです。米価下落を防ぐため、主食用米の適正作付による需要に応じた売れる米づくり、米消費の拡大の推進や、各地区の水田農業ビジョンの実現に向けて、三条市農業の形が見える市独自で助成ができる支援策の確立が必要であること。

3点目は、果樹栽培農家に対する助成措置で、被害が発生している西洋梨褐色斑点病の防除に向けた早期の対応と、来年7月に開催が予定される西洋梨生産者などの全国研

究大会への支援が必要なこと。

4点目は、有害鳥獣防除対策についてです。有害鳥獣による農作物被害は生産意欲を失い、耕作放棄地へとつながりかねないほど深刻化しています。特に近年は、熊、猿、イノシシの出没件数が多く、他地域では人的被害も起きております。これらのことから、被害防止対策の充実、強化を図り、未然防止に努めながら、狩猟免許取得者の新規確保対策を講じる必要を要望しています。

この要望につきましては、11月10日午後1時に、会長、会長代理、農政対策部会の正副部会長3人、議会選出の阿部委員、横山委員からも同行いただき、計7名で市長に面会して、提出する予定であります。

以上で農政対策部会の報告を終わります。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

廣川委員。

17番（廣川哲也委員）

質問ということではなくて要望なんです。先日も人・農地プランの話し合いに参加をしてまいりました。その中で、人・農地プランのパンフレット等を見ますと、大変いいことが書いてあるんですが、よく聞いてみますと、実質何もしないみたいな、やるには条件が非常に高いとか。例えば土地改良というか、田んぼを広くする必要があるとやりますよというふうに書かれていますが、実質は畦を抜く程度だと。その畦を抜いた費用についても賃料にばせるんだというような話でございます。それで、条件が不利で、借り手のないような田んぼについてはそもそも借りないんだよというような話でございます。実際にそういった条件の悪い田んぼから耕作放棄地になっていくわけですから、多少なりとも整備をして、これなら借り手が出るだろうというぐらいまでして借り手を探すような方向づけをしてもらいたいと、このことについてはやはり市から独自の施策を打ってもらいたいと、そういうことを要望していただければ幸いです。

以上です。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

廣川委員さんがご指摘ありましたので、28日の日に体育文化センターで人・農地プランの説明がありましたし、市からの独自の支援ということは今言われましたので、方法で捉えるようにいたしたいと思います。

議長（野崎会長）

廣川委員、よろしいですか。

17番（廣川哲也委員）

はい、要望ですから。

議長（野崎会長）

続きまして、6番、捧委員。

6 番（捧 譽委員）

今との関連なんですけど、特に昨年秋の雨が多くて、田んぼがやわらかくて、なかなかコンバインで収穫もままならなかったということで、ことし大分対策を講じたと思うんですけど、なかなか排水が悪いところはやわらかくて、コンバイン等が動きが非常に難しいということで、今農林土木事業と言われましたね。暗渠関係は非常に低率な補助で、ほかの補助率に比べると全然桁が違うんで、できれば5割ぐらいにしてもらえれば一番いいんだけど、そのことについてどういうものでしょうかとできれば要望してもらいたい。

議長（野崎会長）

野水委員。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

捧委員さんから今ご指摘ありました。21日の日には農林関係の土木事業についての拡充ということが農政対策の委員さんから重点項目ということで取り上げました。それについて捧委員さんが言われましたので、予算の組みかえをされないように、今のことについてはできるだけ農林土木施設の整備については要望をまた口頭で再度つけ加えたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（野崎会長）

6番、よろしいですか。

6番（捧 譽委員）

はい、ありがとうございます。

議長（野崎会長）

33番、山田委員。

33番（山田佳典委員）

先ほど野水委員から説明がありました西洋梨の災害についての説明と支援のお願いということでちょっと説明させていただきたいと思います。

目的としては、西洋梨の生産者と指導者が研究、情報等の討議を行って、拡大を図っていくと、そういった内容でありまして、主催は全国果樹研究連合会並びに実行委員会と新潟県果樹振興協会の主催で行われます。

日時といたしまして、来年、27年7月15日、16日と2日間におきまして新潟市の南区の大郷並びに当地区、三条市の荻島地区で行われます。

大会の規模といたしまして350余名で行う予定でありますので、大変多くの方々がお見えになられ検討をしていただくといった感じになります。並びに近年拡大の傾向にある褐色斑点病という大変厄介な病気なんではあります、この件に関してもまたひとつご支援をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

野水委員。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

今山田委員さんから来年西洋梨の全国大会があるということで、会長さんからも力を

入れた発言をいただきました。そして、私のほうは褐色斑点病ということで、それらをまた重点項目に入れましたので、できたらそういう褐色斑点病についてはそちらの大島地区の園協のほうに回してもらって、園協の団体で受けてもらうようにも今日にも言いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

33番（山田佳典委員）

はい、よろしくをお願いします。

議長（野崎会長）

ほかにございませんでしょうか。

ご発言がないようですので、『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。大変ありがとうございました。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

どうもありがとうございました。今後ともよろしくをお願いします。

議長（野崎会長）

それでは、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、14番、村山佐喜雄委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。11月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を終了させていただきます。

午前10時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三 条 市 農 業 委 員 会 会 長

議 事 録 署 名 委 員 (1 3 番)

議 事 録 署 名 委 員 (2 4 番)
